

令和8年 5月15日

荒川区長 滝口 学

下記の納付義務者は、住所、居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、高齢者の医療の確保に関する法律第112条（地方税法第20条の2を準用）に基づき、下記のとおり公示送達をします。

これらの書類は、国保年金課後期高齢者医療係で保管しておりますので、その送達を受けるべき者にはいつでも交付いたします。

根拠法令	氏名または名称
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	池田 キヨミ
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	上野 茂
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	轟田 アヤ

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに、上記書類の送達があったものとみなします。